

5 最低制限価格制度について

最低制限価格制度の対象となる委託業務は、予定価格 1,000 万円未満の建設コンサルタント業務です。

この制度では、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者のうち、最低の価格の入札者を落札者とします。

また、最低制限価格未満の入札者は失格となります。

最低制限価格制度の詳細は、千葉県ホームページ中「建設工事等・建設工事等業務委託に係る最低制限価格制度について」で確認してください。

(URL)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/saiteiseigen-1.html>

6 低入札価格調査について

低入札価格調査の対象となる委託業務は、予定価格 1,000 万円以上の建設コンサルタント業務です。

詳細については千葉県ホームページ中「低入札価格調査制度について（建設工事等）」で確認してください。

(URL)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/teinyuusatsu/chousataishou/kensetsu.html>

7 入札経過の情報提供について

低入札価格調査が実施された場合、入札参加者(辞退者・未入札者含む)には、開札日の翌開庁日に電子入札システムにて入札経過の情報をお知らせします。

お知らせする内容は以下のとおりです。

- ①入札参加者名を除く落札候補者の順位
- ②入札書記載金額
- ③辞退・無効・未入札の状況
- ④低入札対象・失格の状況
- ⑤予定価格超過の状況

8 苦情申立ての手続きについて

この入札に関し、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」(平成16年3月25日制定)に準じ苦情を申し立てることができます。

なお、苦情申立てに係る要件及び手続等の概要は、以下のとおりです。

1 苦情の申立ての要件

- (1) 苦情の申立てができる者

簡易公募型指名競争入札の応募要件を満たした者のうち指名されなかった者

(2) 苦情の申立てができる事項

当該入札において指名されなかった理由

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、当該入札の執行を担当する課長又は出先機関等の長に、「千葉県建設工事等の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に基づく苦情申立書（第1号様式）を提出してください。

3 苦情の申立ての期間

非指名を通知した日から7日以内(県の休日を除く)。

4 その他

苦情の申立てに対する回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情の申立てに対する回答書を公表します。

9 配置予定の技術者

配置予定技術者

落札決定後、契約にあたり技術者を定めることとなります。

その際、応募調書資料に記載した配置予定技術者を適正に配置しない場合は、契約を結ばないことがあります。

なお、応募調書資料に記載した配置予定技術者は病気、死亡、退職等極めて特別な場合であり、同等以上の技術者を配置し、発注者が業務の履行に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められません。